

学校等及び通学路における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年山口県条例第3号）第14条第3項の規定に基づき、学校等及び児童等が当該学校等に通う経路（以下「通学路」という。）において、当該児童等に対して行われる犯罪行為の実行がより困難であるようにするための防犯上の方策等を示すことにより、児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、児童等の年齢等、学校等の実情に配慮し、対応が困難とされる項目については除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (4) この指針の運用に当たっては、県及び市町は、この指針に基づく施策が円滑かつ効果的に推進されるよう必要な支援に努めるものとする。

第2 学校等における児童等の安全確保に関する具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来訪者用の入口及び受付の明示
- (5) 来訪者に対する名簿の記入の要請及び身元の確認
- (6) 来訪者に対する来訪者証の使用の要請
- (7) 来訪者への声かけの励行
- (8) 車両の侵入を防ぐための設備の設置
- (9) 事務室、職員室等からの見通しの確保

2 施設及び設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設及び設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門、フェンス、外灯、施設の窓、施設の出入口、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物の移動又は除去
- (3) 警報装置、非常通報装置、防犯カメラ、テレビインターホン等の防犯設備

3 安全確保のための体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関と連携し、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内及び外周の巡回
- (2) 警察官、保護者、地域のボランティア等による学校内外の巡回の協力要請
- (3) 学校等の開放時における安全確保のために必要な人員の配置
- (4) 防犯ブザー等の教職員及び児童等への普及
- (5) 休日等における防犯体制の整備
- (6) 自主警備員の配置

4 児童等に対する安全教育の実施

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を養うため、学級活動、学校行事等の機会を利用して次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時の対処方法を習熟させるための避難訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等の周知
- (3) 「地域安全マップ」の作成指導
- (4) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法及び被害に遭った場合の対処方法の指導

5 緊急時に備えた体制の整備

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような取組の実施に努めるものとする。

また、こうした取組の実施の徹底を図るため、「危機管理マニュアル」の整備及び充実に努めるものとする。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修及び訓練の実施
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡及び登下校方法の決定
- (3) 学校等の内外における巡回及び安全確保についての警察署、消防署等への協力依頼
- (4) 緊急時における教職員の連携体制（校内での監視、侵入阻止、排除体制等）、

児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察署その他関係機関に対する通報体制の確立

- (5) 警察署、消防署等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- (6) 警察署及び消防署の協力の下で教職員、保護者、地域のボランティア等を対象とした防犯訓練、救命救急訓練等の実施
- (7) 学校等、警察署、県、市町その他関係機関における情報連絡網の整備
- (8) 不審者侵入に備えた「さすまた」等の防犯用具等の整備

第3 通学路における児童等の安全確保に関する具体的方策等

地域住民、保護者、市町、警察署その他必要と思われる関係機関及び団体と連携して、通学路における児童等の安全を確保するために、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 児童等の登下校等における見守り活動、緊急時の保護活動その他児童等の安全確保のための活動等への協力体制の確立
- (2) 児童等に対する犯罪行為に関する情報の警察署への通報、その他児童等の安全確保に関する情報の伝達及び交換並びにこれらの内容に応じた対策を講ずるための連携体制の整備
- (3) 通学路における安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施
- (4) 危険箇所、特に注意を払うべき場所、緊急時に避難できる公共施設、「子ども110番の家」等を記載した地図の作成、配布等、児童等に対する地域の安全に関する情報の周知及び注意の喚起を図るための取組の実施